

## 顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

## 令和 3 年度税制改正のお知らせ

今年 1 月に情報発信させて頂きました税制大綱についてですが、法案可決されましたので税制改正について重要と思われるものをお知らせ致します。

### <個人所得課税>

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

- ・令和 3 年 4 月以降の非課税枠を、令和 2 年度の非課税枠の水準(最大 1,500 万円)まで引き上げることとなりました。
- ・合計所得金額が 1,000 万円以下のものについて面積要件を緩和し、床面積が 40 m<sup>2</sup>以上 50 m<sup>2</sup>未満である住宅についても適用できることとなりました。

(改正前:取得要件・・・2,000 万円以下 面積要件(下限)・・・50 m<sup>2</sup>以上)

○教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ・適用期限を令和 5 年 3 月 31 日まで、2 年延長されました。
- ・教育資金の一括贈与について、贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算することになりました。
- ・両措置について、受贈者が贈与者の孫等である場合に贈与者死亡時の残高に係る相続税額に 2 割加算を適用することになりました。

### <法人課税>

○カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

- ・2050 年カーボンニュートラルに向け、脱炭素効果の高い先進的な投資(化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資)について、税額控除(10%、5%)又は特別償却(50%)ができる措置が創設されます。

○コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し(人材確保等促進税制)

- ・新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる措置が創設されます。(2 年間の時限措置)
- ・加えて、事業変革に向けた人材投資(教育訓練費)を増加させた場合には税額控除率が上乘せされます。

詳しい内容、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。